

利益相反管理方針

当社の自動車整備、車検、修理、钣金および関連業務は、保険金の使途となるような財・サービスを提供する事業（「保険金関連事業」といいます。）に該当します。

保険契約者・被保険者であるお客様に他のお客様よりも高い金額で修理費用を請求する行為や実際には存在しなかった損傷等をあつたものとして費用を請求することは、お客様との利益が相反することになるため、厳に慎む必要があります。

自動車事故修理事業、自動車部品交換事業や車両メンテナンス事業についての修理作業の提供、車両部品の交換、車両の外装補修、車検に付随するサービスの提供等にあたっては、お客様との利益が相反することがないか確認します。

不明点がある場合には、船越貴寛に相談してください。